

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法	法令番号	昭和27年法律239号
手続名	旅行者の登録業務範囲の変更登録	根拠条項	第6条の4
審査基準	旅行業法第6条の4及び旅行業法施行規則第4条の2による。		
	受付機関	観光課	処理機関 観光課
	交付機関	観光課	標準処理期間 30日
			標準経過期間 日
			目次 No.